

RPPL No. 10 - 28

(下院法案 No.10-66-5S, HD1, SD1 として通過)

第 10 次国民議会

第 5 回定例会、2018 年 1 月

パラオ共和国内における遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス及びその利益の公正かつ衡平な配分及びその他の関連する目的のため国内枠組みを創設する法令

国民議会で代表されるパラオ国民は、下記のように制定する：

第 1 部 立法所見

国民議会は、パラオ共和国の環境は計り知れないほどの美しさと生物多様性をもたらす場所であることを考える。これらの天然資源は、研究や商業目的でパラオの生物多様性へのアクセスを求めるバイオプロスペクターやその他の研究者によって強く求められている。パラオ共和国は、生物多様性条約の締約国であり、アクセス及び利益配分に関する名古屋議定書の署名国である。この条約は、以下 3 つの特定分野に言及している：生物多様性の保全；生物多様性の構成要素の持続可能な利用；遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分。パラオ共和国では、15 年以上にわたり、国家及び州政府の指導者、非営利団体、環境団体、その他多くの利害関係者によって様々な方法で生物多様性へのアクセスと利益分配について検討及び実施されてきたので、これらの概念に馴染みがある。こうした観点を念頭に置いて、国民議会は、アクセス及び利益配分協定を標準化し、パラオの生物多様性、知識及び財産を保護するために、遺伝資源と遺伝資源に関連する伝統的知識のアクセス及び利益配分のための国内枠組みが作られるべきだと考えている。

原文タイトル : An act to create national framework for access and fair and equitable sharing of benefits of genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources within the Republic of Palau; and other related purposes

原文リンク : <https://www.palau.gov.pw/wp-content/uploads/2018/08/RPPL-No.-10-28-re.-To-Create-a-National-Framework-on-Access-and-Benefit-Sharing-1.pdf>

(最終アクセス日 : 平成 31 年 2 月 21 日)

第2部 修正 パラオ国民法典の第24編を下記の章を追加するよう修正

“ 第50章

遺伝資源へのアクセス及び利益配分

§ 5001 . 定義

この章で使用されている用語は、次のように定義される；

(a)「ABS 協定」又は「アクセス及び利益配分協定」とは、関連技術の移転又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用を含む、遺伝資源の適切なアクセスから生じる利益の公正かつ衡平な配分のための契約上の約束を意味する。

(b)「生物学的多様性」とは、陸上、海洋、その他の水生生態系及びそれらが含まれる生態系複合体を含むすべての生物の間の多様性を意味する。これには、種内、種間、そして生態系の多様性が含まれる。

(c)「バイオテクノロジー」とは、特定の利用のために製品又はプロセスを作出又は改変するために、生物学的システム、生物又はそれらの派生物を利用する、あらゆる技術的応用を意味する。

(d)「委員会」又は「ABS 委員会」とは、ABS 協定の検討、交渉及び成立の過程において資源所有者を補佐する技術アドバイザーの委員会を意味する。

(e)「条約」とは、生物多様性条約をいう。

(f)「派生物」とは、たとえそれが遺伝の機能単位を含まなくても、生物学的又は遺伝的資源の遺伝的発現又は代謝に由来する天然に存在する生化学化合物を意味する。

(g)「抽出」とは、抽出手順によって標本又は単離物から得られる遺伝資源を意味する。

(h)「利用分野」とは、特定分野内での製品の利用、販売、製造販売及び販売を意味するが、貿易商品は除く。

(i)「遺伝素材」とは、遺伝的機能単位を含む植物、動物、微生物又はその他を起源とする物質を意味する。

(j)「遺伝資源」には、実際の又は潜在的な価値を持つ遺伝素材が含まれる。

(k)「大臣」とは、天然資源環境観光省の大臣をいう。

(l)「本省」とは、天然資源環境観光省をいう。

(m)「者」とは、自然人、パートナーシップ、協会、合資会社、信託、法人、又はその他の組織化された非政府又は政府主体を意味する。

(n)「資源所有者」とは、アクセスを求める当事者によって期待されている、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を所有する個人、氏族、州又は中央政府を意味する。

(o)「領土」とは、その領海を含むパラオの排他的経済区域及びパラオ共和国の主権の管轄内にあるとパラオが認めるすべての陸上財産を意味する。

(p)「遺伝資源の利用」とは、バイオテクノロジーの応用を含め、遺伝資源の遺伝的又は生化学的組成について研究開発を行うことを意味する。

§ 5002 . 範囲と除外

条約の下で網羅されている、すべての遺伝資源及び関連する伝統的知識、革新及び慣行並びにその資源の商業的及びその他の利用から生ずる利益は、ヒトの遺伝資源を除き、本章の適用範囲とする。コモディティは本章の範囲外であり、ABS 協定又は利用分野では考慮されない。

§ 5003 アクセス及び利益配分合意の優先事項

すべてのアクセス及び利益配分協定は、下記の優先事項に基づいて形成されなければならない：

(a) 主権。パラオの個人及び伝統的な地域社会は、それが所有する生物学的多様性について主権を持っている。

(b) 伝統的な遺産。パラオの人々の伝統的な知識及び経験は、我々の豊かな自然財産の持続可能な管理のための戦略を考案し、実行するために利用される。

(c) 伝統的な地域社会ベースのアプローチ。地域社会は、自身の遺伝資源

を自身と将来世代の利益のために持続可能に管理し利用する権利及び責任を有している。

(d) 利益の衡平な配分。パラオの生物多様性のあらゆる利用、保全及び管理は、パラオの人々に利益をもたらすべきである。

(e) 良いガバナンスとリーダーシップ。パラオの中央政府、州政府及び伝統的指導者たちは、地域社会と全面連携しながら、効果的なガバナンスとリーダーシップを通じて、我々の生物多様性の保護、保全及び持続可能な管理を確保するために協力する。

(f) 生態学的完全性。パラオの生態系の多様性は、パラオの生物多様性を保全する一方、変化に適応するためのその生態系の能力を高めながら、維持及び改善されなければならない。

(g) 利害関係者の参加。説明責任及び透明性を確保するためのアクセス及び利益配分合意に関する効果的な調整及び実施には、関連する利害関係者による全面協調及び参加の機会が必要とされている。

(h) 生息域内及び生息域外の保全。絶滅危惧種及び生息地を保全、管理するために、生息域内及び生息域外における保全に配慮しなければならない。

(i) 普及啓発及び能力構築。すべてのアクセス及び利益配分協定は、生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する公表及びコメントの機会を認め、オープンかつ透明でなければならない。

§ 5004 遺伝資源の抽出又は研究の禁止

パラオの領土からの遺伝資源の抽出、利用又は研究は、すべて、本章に従って契約された有効な ABS 協定に従ってそのような活動に従事する権限が与えられた場合を除き、禁止されている。本省は、当事者に対して本部(this section)に違反して行われた活動を停止及び棄却と命ずる書面を発行する権限を与えられており、さらに法的救済を求めることができる。本省によって発行された停止及び棄却を命ずる書面に違反することは、本章への違反となる。

§ 5005 ABS 協定の申請

(a) パラオ共和国の領土内に存在する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を抽出、試験、入手、利用又は研究することを望む者は、まず ABS 協定を締結するための申請書を提出し、規則によって定められる関連する手数料を支払わなければならない。申請書は委員会に提出しなければならない。申請書には下記を含めること：

- (1) ABS 協定を求める当事者の活動及び目的の、完全なかつ完結した記載；
- (2) 想定している遺伝資源の抽出、利用又は研究の日時及び回数；
- (3) 抽出、利用又は研究が実施される地域の所在地及びその説明；
- (4) 想定している種、及び想定している活動に抽出が含まれる場合は当該種の量に関する記述；
- (5) 該当する場合、遺伝資源の抽出方法に関する記述及び研究提案書の写し；
- (6) 遺伝資源に関連する伝統的知識が ABS 協定の対象となるかどうかに関する記述；
- (7) 遺伝資源の抽出、利用又は研究から生じる可能性がある、生態学的健全性若しくは人間の健康への影響に関する記述；
- (8) 作成しなければならない可能性のある環境モニタリング又は管理計画；
- (9) 想定される研究開発計画の性質、期間及び範囲；そして
- (10) 規則により定められたその他の要件

(b) 本省は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の抽出、利用又は研究のための申請様式を規則により確立するものとする。

(c) 委員会は、§ 5008 に規定された手続を開始し、ABS 協定が形成されている場合には、これが § 5009 の要件を遵守していることを § 5003 の優先事項を利用して確実にしなければならない。

(d) ABS 協定を締結するための申請書の提出は、許可保有者が遺伝資源の抽出、遺伝資源の利用又はそれを促進するための研究活動を開始することを許可するわけではない。そのような行為は本章の違反と見なされる。

§ 5006 ABS 協定委員会。

(a) 本条により、以下の構成員からなる ABS 協定委員会が設立される：

(1) 天然資源環境観光省大臣又はそれが指名した者；

(2) 地域社会文化省大臣又はそれが指名した者；

(3) 厚生労働大臣又はそれが指名した者；

(4) 伝統的リーダー協議会 (Rubekul Belau) の構成員；

(5) 女性グループ (Mechesil Belau) の構成員；

(6) 法務長官又は副法務長官；

(7) パラオ国際サンゴ礁センターの最高経営責任者又はそれが指名した者；

(8) 総務会の代表者；

(9) パラオコミュニティカレッジの代表者。

(b) 天然資源環境観光省の大臣は、ABS 委員会の設立及び規則の公布を促進するための暫定議長を務めるものとする。ABS 委員会は、規則により、議長が指名されるプロセスを設置しなければならない。本部(this Section)に列挙された委員会構成員は、資源所有者への技術顧問としての役割を果たすものとする。

(c) 委員会構成員は、委員会のために行われた仕事に対し、1 回の会議につき 50 ドルの報酬を支払われるものとする。公務員は、就業時間外に行われた仕事に対してのみ報酬を受けるものとする。

(d) 委員会は、行政手続法に準拠して細則及び規則を制定する。委員会によって公布された規則は、ABS 協定のための料金表を設置しなければならず、かつ、ABS 協定の複雑さ、遺伝資源の意図されている利用又は他の関連要因に基づいて料金表を定めることができる。

(e) 委員会の職務は下記の通り。

(1) ABS 協定の各申請を審査し、保留中の ABS 協定申請を資源所有者に通知する；

- (2) 資源所有者と面会し、ABS 協定の申請について助言する；
- (3) ABS 協定の形成に必要な相互に合意する条件に関して、資源所有者に助言する；
- (4) 申請者の正当性を審査し、所見を資源所有者に提示する；
- (5) 行政手続法に準拠した細則及び規則を制定する；
- (6) ABS 協定の各申請に関する公表を確実にし、パブリックコメントの機会を提供する；
- (7) ABS 協定が伝統的知識の利用を含む場合、伝統的知識の保有者が、関連する遺伝資源のアクセス及び利用の結果として適切な利益を享受することを確実にする；
- (8) 本章の違反の起訴を調整する；及び
- (9) 本章のために必要なその他の業務を実行する。

§ 5007 通知

委員会の議長は、ABS 協定の申請を受領した後、当該の申請の公表を行い、§ 5001 (n) に定義される資源所有者に当該の公表が確実に到達するようにしなければならない。委員会の議長は、政府公開法に記載されている公表の要件を遵守するものとする。公表には下記を含むものとする：

- (1) 申請の内容に関する説明；
- (2) 遺伝資源の抽出又は利用を想定している場所、日付及び種；及び
- (3) 資源所有者が申請を審査する立場として参加することの申立てについての指示。

§ 5008 ABS 協定作成に関する手順

(a) 会議及び助言。ABS 協定申請の公表後、委員会は、資源所有者と面談するものとする。委員会は、申請者の正当性と ABS 協定で提案された条件について、資源所有者に助言するものとする。委員会は、資源所有者と申請者の希望に応じて両者間の交渉を手助けするものとする。

(b) 承認。資源所有者の承認があった場合にのみ ABS 協定が締結されるものとする。ABS 協定の申請が資源所有者によって拒否された場合、委員会は申請者に書面で通知し、拒否の理由を述べなければならない。申請者は再申請をしてもよいが、新しい申請に関連するすべての料金を支払わなければならない。

(c) 以下の推定は、資源所有者の決定に適用されるものとする：

(1) 中央政府は、中央政府が所有する地所で発見された遺伝資源の資源所有者であると推定されるものとする。すなわち、中央政府は、共和国の領海を越えて発見された遺伝資源、又は中央政府が所有する土地で発見された陸生の遺伝資源の資源所有者であると推定される。共和国の大統領は、中央政府の資源所有者であると推定され、ABS 協定の内容の検討及び決議のための代理人を書面で指名することができる。

(2) 州政府は、州の陸上境界から十二海里以内で発見された遺伝資源又は州政府が所有する土地で発見された陸生の遺伝資源の資源所有者であると推定されるものとする。州知事は州政府の代表者であると推定されるが、州法により、ABS 協定の内容の検討及び決議のための代理人を立てることができる。

(3) 氏族は氏族が所有する地所に位置する遺伝資源の資源所有者であると推定されるものとし、伝統的又は慣習的な法律により、そのような不動産上の遺伝資源へのアクセスは統制されるものとする。

(4) 国家若しくは州政府又は氏族によって所有されていない場所で発見された遺伝資源の場合には、正当な所有権は、資源所有者を識別するものであると推定される。

§ 5009 ABS 協定の構成要素

ABS 協定は、§ 5003 に記載されている優先事項に基づいて締結され、起草されなければならない。ABS 協定は、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の抽出、利用又は研究の、特定又は固有の状況に適合するように作成されるものとする。ABS 協定には、とりわけ、必要に応じて以下の、相互に合意する条件が含まれるものとする：

(1) 当事者の識別；

- (2) 用語の定義；
- (3) 意図している利用分野に関する限定的文言；
- (4) 求められているところの種、及び収集又は抽出される可能性がある量に関する限定的文言；
- (5) 資源抽出の方法、並びに資源評価及びサンプリングの方法。資源抽出の方法論のあらゆるバリエーションに対する資源所有者による情報に基づく事前の同意を含む；
- (6) ABS 協定の継続期間；
- (7) 州又は国の資源又は人員の利用に対する補償；
- (8) 知的財産権；
- (9) 守秘義務；
- (10) 責任；
- (11) ABS 協定の終了；
- (12) 遺伝資源に関する伝統的知識；
- (13) 利益配分；及び、
- (14) 目的の変更

§ 5010 第三者による使用及び権利の移転

(a) 本セクションの要件が満たされない限り、ABS 協定の当事者の権利及び利益を移転したり、第三者による使用を許可したりしてはならない。認可されていない第三者による利用又は権利の移転は、本章の違反とみなされる。

(b) いかなる ABS 協定においても、権利の移転又は用途の変更に係る遺伝資源の資源所有者による、相互に合意する条件についての情報に基づく事前の同意を得たうえで新たな ABS 協定を締結することなく、第三者への権利移転又は遺伝素材若しくはその派生物の利用目的の変更を許可してはならない。資源所有者の承認があった場合にのみ、新しい ABS 協定を作成することができる。

§ 5011 保管と報告

ABS 協定が成立した場合、当事者は同協定を本省に提出し、本省は ABS 協定を電子化して保管し、国際的な報告義務を遵守するものとする。

§ 5012 遵守の証明書

本省は、§ 5011 に従って保管されたすべての ABS 協定について遵守に関する見直しを毎年実施し、すべての許可要件が満たされていること、及びその促進のために行われる遺伝資源の抽出又は利用が、有効な ABS 協定に準拠していることを確認するものとする。本省は、共和国大統領及び国民議会の議長を務める職員らに対して、遵守に関する毎年の見直しの所見をまとめた書面による報告書を発行する。本省は、条約上の責務に従っている当事者に対して遵守の証明書を発行する。

§ 5013 不遵守の救済措置

その ABS 協定がもはや有効ではない、又は当事者が相互に合意する条件を遵守していないと確信する根拠がある場合、本省は、司法長官室を通じて法的救済を求めることを含む適切な措置を実施する。本省はまた、法的救済を求めている間、当事者による疑いのある活動を制限する停止命令を発行する権限を与えられている。本省によって発行された停止命令の不履行は、本章への違反と見なされるものとする。

§ 5014 中央政府と州政府との間の利益配分

(a) 中央政府の遺伝資源のみを含む ABS 協定に従って徴収した手数料、利益、ロイヤルティ及びその他の資金は、中央政府と州との間で平等に分配され、中央政府は全手数料、利益、ロイヤルティ、その他の資金の 50% を受領し、残りの 50% は全ての州で均等に配分されるものとする。州に配分される資金は、利益等の受領があった年の次の会計年度に予算割当を通じて分配されるものとする。本項に従って中央政府に留保される資金は、§ 5018 で設立される ABS 基金に寄託されるものとする。

(b) 州の資源を含む ABS 協定に従って徴収された手数料、利益、ロイヤルティ及びその他の資金は、中央政府と ABS 協定に含まれる州によって共有されるものとする。中央政府は、ABS 協定に従って徴収手数料、利益、ロイヤルティ、その他の資金の 15%を受領し、州は残りの 85%を ABS 協定に含まれる州間の協定に従って分割するものとする。本項に従って中央政府によって留保される資金は、§ 5018 で設立される ABS 基金に寄託されるものとする。

(c) 中央政府又は州政府以外の資源所有者と締結した ABS 協定に従って徴収された手数料、利益、ロイヤルティ及びその他の資金は、資源所有者に留保されるものとする。ABS 協定に従って徴収された手数料、利益、ロイヤルティ、及びその他の資金の 5%は、資源の所有者により財務大臣に分配されるものとする。財務大臣は、本項に従って受領した資金を ABS 基金に寄託し、ABS 委員会の運営費、技術的援助及び執行責務を賄うために使用される。

§ 5015 ABS 協定の言語

全ての ABS 協定は英語で起草されるものとし、ABS 協定の解釈、履行又は違反から生じた又はそれに関連した、対立、論争、又は請求が発生した場合、英語を ABS 協定の使用言語とする。

§ 5016 管轄権

パラオ共和国の裁判所は、ABS 協定に基づいて発生した論争について排他的な管轄を有するものとし、パラオ共和国の法律が適用されるものとする。当事者は、ABS 協定の解釈、履行又は違反から生じた、又はそれに関連した、対立、論争又は請求が発生した場合、拘束力のある仲裁契約を締結することができる。拘束力のある仲裁はパラオ共和国で行われ、拘束力のある仲裁の規則はパラオ共和国最高裁判所によって制定される。

§ 5017 罰則

(a) § 5004、§ 5005、§ 5010 又は § 5013 に違反した者は、違反の罪で有罪判決を受け、一つの違反ごとに 25 万ドル以上 100 万ドル以下の罰金を科さ

れる。

(b) 本章に違反していると認められた者は、遺伝資源がパラオ共和国の領土に由来するものであれば、抽出、利用又は研究の対象となった遺伝資源を返還するものとする。本章に違反しても、個人が資源所有者と ABS 協定を締結することを妨げることはないが、違反に関連する罰金は、料金、利益、ロイヤリティ又はその他の利益配分に関連する ABS 協定の条件とは別のものとなる。

(c) 本項に基づいて追求される民事上の救済措置は、契約法やその他の国内法に基づく法的措置をとる権利、又は ABS 協定の条件への違反に関して法的措置をとる権利を消滅又は禁止するものではない。

§ 5018 ABS 基金

(a) § 5014 に従って獲得した資金について、国庫内に独立し他と区別された勘定を設置し、これを「ABS 基金」と呼ぶ。

(b) ABS 基金は、財務大臣が管理する。

(c) 財務大臣は、委員長の書面による要求に応じて、利用可能な資金を ABS 委員会の委員長に支払う権限を有する。

(d) ABS 基金にある資金は、本章で割り当てられた義務及び責任を促進する活動のため、ABS 委員会によって使用されるものとする。

(e) 委員会は、委員会の支出を費目別に記載し、ABS 基金からの資金の使用の正当性を説明する年次報告書を作成し提出するものとする。報告書は、毎年 2 月 1 日までにパラオ共和国大統領と国民議会の議長を努める職員らに提出されるものとする。

(f) 利用可能な資金はまた、他の合法的な目的については国民議会の予算割当に従うものとする。”

第 3 部 規則 天然資源環境観光省と ABS 委員会は、この法律の発効日から 180 日以内に必要な規則を公布するものとする。

第4部 発効日 本法律は、パラオ共和国大統領の承認又はその承認のない場合には法律の成立により効力を生じる。

通過日：2018年8月13日

2018年8月21日承認

トミー E レメンゲサウ Jr. 閣下 (H. E. Tommy E. Remengesau. Jr.)

パラオ共和国大統領